一般社団法人がんと働く応援団

定款

第１章　総　則

（名称)

第１条

当法人は、一般社団法人がんと働く応援団と称する。

（事務所)

第２条

当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

２　当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

（目的）

第３条

当法人は、がん及びがん治療に対しての正しい知識の普及に関する活動を行い、もって国民の健康増進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

（1）　がんの予防、診断及び治療、支持療法に関する研究、調査、教育及び研修、医療制の最新資料の収集

（2）　教育機関におけるがんに対する基礎知識、がん医療に必要な治療、支持療法、緩和医療、精神・心理社会的ケアに関する知識セミナー、ワークの企画運営

（3）　企業におけるがんに対する基礎知識、がん医療に必要な治療、支持療法、緩和医療、精神・ 心理社会的ケアに関する知識セミナー、ワークの企画運営

（4）　企業に対して治療と仕事の両立支援サポート業務

（5）　ピアサポート事業としてがんサロンの企画運営

（6）　キャリアカウンセラーによるがん罹患者の就労支援相談業務

（7）　企業内がん罹患者の継続就労支援業務

（8）　キャリアカウンセラーに対し治療と仕事両立支援講習企画運営

（9）　その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

（公告の方法）

第４条

当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。
ただし、電磁的記録により、閲覧可能にしたときはこの限りではない。

第２章　社　員

（入社)

第５条

当法人の目的に賛同し事業の拡大支援を行うために入社した者を社員とする。

２　社員となるには当法人所定の様式による申込書を代表理事に提出にするとともに、定款及び諸規定を順守し、当法人の活動に積極的に参加することを誓約するものとする。

３　前項の提出があった場合は、理事会は、別に定める社内入社基準に照らし入社の可否を決定するものとする。

(運営費の負担)

第６条

社員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、理事会において定める運営費等(以下「運営費」という。) を負担しなければならない。

（退社)

第７条

社員は、いつでも退社することができる。ただし、１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする

（除名）

第８条

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第４９条第２項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

（社員の資格喪失）

第９条

社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する

(1)退社したとき

(2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(3)除名されたとき

(4)総社員の同意があったとき

(5)誓約に反する言動に対し、是正勧告をしたが改善されなかったとき

(6)運営費を滞納したとき

（社員名簿）

第１０条

当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第３章　会　員

（入会)

第１１条

当法人の目的に賛同して入会した個人または団体を会員とする。

(1)正会員　当法人の目的に賛同し理事と協働しながら法人運営および事業活動の全部または一部に通年を通して携わる為に入会した個人

(2)一般会員　当法人の実施する活動に賛同し、自己研鑽、啓発サポート、又はボランティア活動を目的に入会した個人

(3)名誉会員　代表理事、理事及び監事を務めた者、当法人に対して特別の貢献のあった者の中から、理事が推薦し、理事会の決議によって名誉会員となった者

(4)賛助会員　当法人の事業を金銭的援助により支援する企業または団体

２　会員となるには、当法人所定の様式による申込みをするものとする

３　正会員になるには当法人の所定の手続きを経て理事会の承認を得るものとする

（経費等の負担)

第１２条

会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

２　会員は、当法人が別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は、会費を納めることを要しない。

（退会)

第１３条

会員は、いつでも退会することができる。ただし、１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）

第１４条

当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、理事会の決議においてその会員を除名することができる

（会員の資格喪失）

第１５条

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

（２）1 年以上会費を滞納したとき。

（３）除名されたとき。

（４）総社員の同意があったとき。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第１６条

会員が前条の規定により、その資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても既納の入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

（会員名簿）

第１７条

当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第４章　社員総会

（構成）

第１８条

社員総会は、全ての社員をもって構成する。

（権限）

第１９条

社員総会は、次の事項について決議する。

（１）社員の除名

（２）理事及び監事の選任又は解任

（３）理事及び監事の報酬等の額

（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

（５）定款の変更

（６）解散及び残余財産の処分

（７）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催)

第２０条

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第２１条

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき役を担った代表理事が招集する。ただし、社員の半数の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することが出来る。

２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第２２条

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

２　代表理事が２名の場合、理事会にて決定する。

３　代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

（議決権）

第２３条

社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（決議）

第２４条

社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

２　一般法人法第４９条第２項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当る多数をもって行う。一般法人法第４９条第２項の決議とは

（１）社員の除名

（２）定款の変更

（３）解散

（４）その他法令で定められた事項

（書面等による議決権の行使）

第２５条

社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その社員は総会に出席したものとみなす。

（議決の省略）

第２６条

社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとする。

（議事録）

第２７条

社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印(電子署名含む)する。

第５章　役　員

（役員）

第２８条

当法人に、次の役員を置く。

⑴　理事　３名以上１０名以内

⑵　監事　１名以内

２　理事のうち２名以内を代表理事とする。

３　１名の副代表理事を置くことも可能とする。

（役員の選任）

第２９条

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２　代表理事は、理事会の決議によって理事の中から２名以内を選定する。

３　監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第３０条

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

２　代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行す

る。

（監事の職務及び権限）

第３１条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第３２条

理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事若しくは監事が欠けた場合又は第２２条第１項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第３３条

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（役員の報酬等）

第３４条

理事及び監事に対し、報酬等として、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる

（取引の制限）

第３５条

理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3)当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第３６条

当法人は、一般法人法第１１４条の規定により、理事会の決議をもって、同法第１１１条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

２　当法人は、一般法人法第１１４条の規定により、理事会の決議をもって、同法第１１１条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

３　当法人は、一般法人法第１１４条第１項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を負う。

４　前項の規定にかかわらず、理事又は監事の損害賠償責任について、当該理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、総会の決議によって、一般法人法第１１３条第１項の規定により免除することが出来る額を限度として、理事会の決議をもって免除することができる。

第６章　理事会

（構成）

第３７条

当法人に理事会を置く。

２　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第３８条

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（１）業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）代表理事の選定及び解職

（招集）

第３９条

理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

３　理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

（議長）

第４０条

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（決議）

第４１条

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第９６条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第４２条

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事

項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第４３条

理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印（電子署名含む）する。

（理事会事項）

第４４条

理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定める。

第７章　基　金

（基金の拠出等）

第４５条

当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

２　拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

３　基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第８章　計　算

（事業年度）

第４６条

当法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第４７条

当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

（事業報告及び決算）

第４８条

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事もしくは理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号及び第２号の書類については、その内容を報告し、第３号から第５号までの書類については、承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。ただし、電磁的記録により、閲覧可能にしたときはこの限りではない。

（剰余金の不分配）

第４９条

当法人は、剰余金の分配を行わない。

第８章　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第５０条

この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第５１条

当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当

たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第５２条

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　附　則

（最初の事業年度)

第５３条

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和２年１１月６日までとする。

（設立時の役員）

第５４条

当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	谷村まどか
設立時理事	天野慎介
設立時理事及び設立時代表理事	吉田ゆり
設立時監事	土生英里

（設立時社員の氏名及び住所）

第５５条

設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住　所

設立時社員　　谷村まどか

住　所

設立時社員　　吉田ゆり

住　所

設立時社員　　天野慎介

（法令の準拠）

第５６条

本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人がんと働く応援団設立のため、設立時社員谷村まどか外１名の定款作成代理人兼設立時社員吉田ゆりは、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和１年１０月１８日

設立時社員　　谷村まどか

設立時社員　　吉田ゆり

設立時社員　　天野慎介

上記設立時社員谷村まどか外１名の定款作成代理人兼設立時社員吉田ゆり　　電子署名

令和元年 8 月 20 日作成

令和元年 11 月 4 日認証

令和元年 11 月 7 日設立

令和 4 年 1 月 22 日改訂

令和 4 年 4 月 23 日改訂

令和 4 年 11 月 5 日改訂

令和 6 年 1 月 13 日改訂

令和 7 年 10 月 23 日改訂

令和 8 年 10 月 1 日改訂